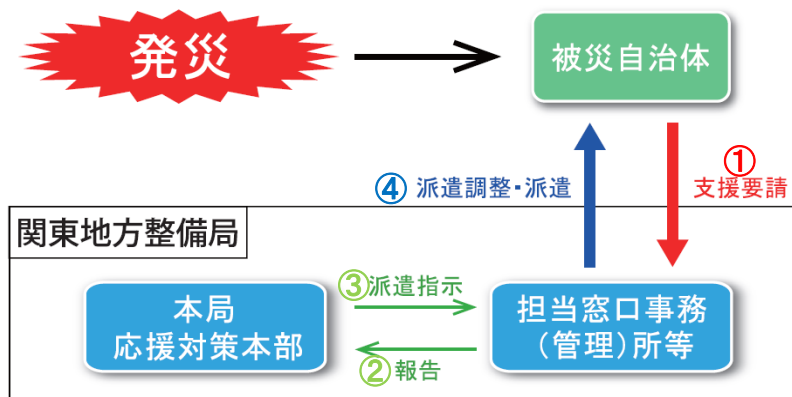


## 災害対策用機械を貸与できます。(排水ポンプ車、照明車等)

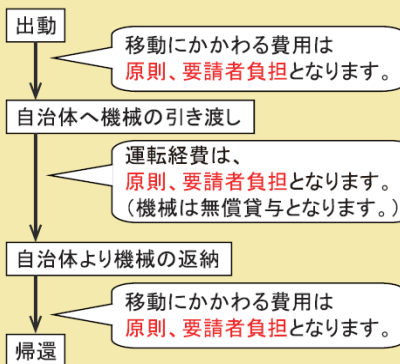
国土交通省が保有する災害対策用機械は、無償で貸与できます。但し、移動に係る費用及び引き渡し後の運転経費(労務費及び燃料費)は、原則、要請者で負担していただきます。

※不明な点については、江戸川河川事務所 施設管理課までお問い合わせください。

### 災害対策用機械の自治体支援における出動手続きフロー



### 費用負担のイメージ



#### \*被災自治体

事務所により管轄する自治体が変わりますので、各自治体の防災担当者は事前に担当窓口事務(管理)所の確認をお願いします。

#### \*担当窓口事務(管理)所等

自治体によっては、最寄りの事務(管理)所で災害対策用機械を保有していない事務(管理)所もありますので、その場合は派遣調整をさせていただきます場合があります。

#### \*報告

担当窓口事務(管理)所等から関東地方整備局(本局)へ報告する際に、次ページに示す内容も報告する必要があり、支援要請の際に確認させていただきますので、現地状況の把握等にご協力のほど宜しくお願い致します。

### お問い合わせ先

【平常時】江戸川河川事務所 施設管理課 04-7125-7321  
 【緊急時】江戸川河川事務所 災害対策室 04-7125-7332(施設掛)

\*緊急時の際は、当事務所も体制に入っているため電話が繋がりにくいことがありますことをご了承いたします。



上記【災害発生時における自治体支援～関東地方整備局における取り組み】は、災害により被害が発生又は発生のおそれがある自治体等にリエゾン(情報連絡員)やTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を派遣する際の支援内容や派遣の手続き、災害対策用資機材の詳細等を記載したパンフレットです。

なお、パンフレットは関東地方整備局のHPから印刷・閲覧可能です。  
 (詳しくは以下のURLより)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000053.html>

災害対策用機械以外の内容(リエゾン派遣、資機材支援等)については、別途防災対策課へお問い合わせ願います。

# 支援要請時に自治体等から確認する事項

被災自治体から担当窓口事務(管理)所等へ支援要請を行う際には、要請から派遣まで迅速な対応が可能となるよう事前に以下の現地情報が必須となりますのでご協力をお願い致します。

- 排水ポンプ車が設置できるか？ 派遣する側が知りたいこと・事前に準備すること等

## ①地先・被災の規模

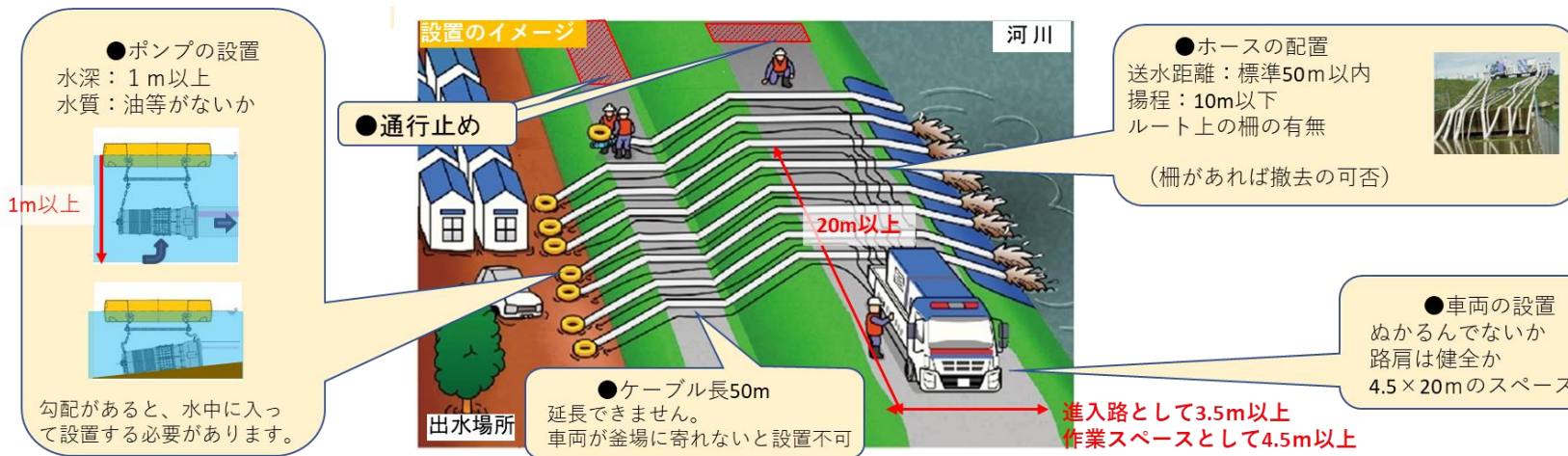
- ・ポンプ車の規格・台数等を決めるため、規模・状況はなるべく詳細に示してください。

## ②行き方、進入路

- ・大型車が進入できるか（現地までの経路で、浸水箇所／寸断箇所はないか）
- ・待ち合わせ場所（大型車が駐車できるか。ランドマークはあるか）

## ③設置箇所の状況

- ・車両が設置できるか、作業スペースが確保できるか
- ・天端道路等が、排水作業中「通行止め」可能か
- ・ポンプが設置できるか（水深・水質・ケーブル長）
- ・ホースが配置できるかどうか（送水距離・揚程・屈曲・障害物）



## ④事前準備

- ・人員の確保（・作業員：設置撤去で4～6名程度 ・見張り）
- ・通行止めの準備（車両は路上に駐車します。ホースは道路を横断します）
- ・場合によっては重機（坂路造成・釜場造成・揚重作業）
- ・資材の準備（ブルーシート、土嚢、工具等）
- ・燃料補給の手配



派遣したのに、排水作業ができなかったということがないように、平時より確認や準備をお願いします。